

令和6年度 貸与奨学生募集要項(第2報※)

1 趣旨

郷土長崎県及びわが国の将来を創造する人材育成の一助として、向学心に燃えかつ優れた資質をもちながら、経済的な理由によって修学が困難な者に奨学金を貸与し、進学援助を行う。

2 対象者

学校教育法に則った学校に、令和6年4月在学中の者か、又は進学する者（職業訓練法人の学校は対象校としない）

(1) 大学生（大学院） (2) 短大生（高専） (3) 専修生

ただし、奨学生としてふさわしい人物であるとともに、保護者が県内に住所を有する者を原則とする。

なお、本財団奨学生で、貸与期間終了後、大学院へ進学する者は、「給付」制度あり。（選考あり）

3 募集期間

令和6年2月21日（水）から4月22日（月）【必着】

4 奨学金の貸与金額

(1) 大学生・短大生・専修生 月額 50,000円

(2) 高専生 4年～5年 月額 50,000円、1年～3年 月額 30,000円

※毎年3か月分ずつを年4回（6月、9月、12月、3月）貸与する。

5 奨学金の返還

貸与を終了した月の半年後から、10年以内（貸与期間が2年以内の人は5年以内）に返還。（無利子。ただし、返還は銀行振込のため振込手数料がかかります。）

返還免除制度（令和5年10月返還開始の者から適用）

大学等卒業後2年以内に、**長崎県内に3年**（貸与期間が2年以内の者は2年）**連続居住・就労**し、その後においても引き続きその状態が見込まれる場合、その後の**返還未済額が免除**される。（最大70%免除。公務員採用者は除く。返還の滞納がない場合に限る。）

6 応募・採否通知について

選考は応募書類に基づき本財団の選考委員会にて行う。

※ **採用に決定された者の中から、「給付」（返還不要）が適当とされた者は、奨学金給付（一般）規則により、「給付」の対象者とする。（収入状況・成績等総合的に勘案して決定）**

いずれにしても、保護者宛に採否通知書等を郵送いたします。（例年5月中旬～下旬）

なお、応募書類等は返却いたしません。

7 その他

詳細は、財団の「奨学金貸与規則」等によりますので、お問い合わせください。

連絡先 〒857-0054 長崎県佐世保市栄町7番4号101

公益財団法人 岡田甲子男記念奨学財団 理事長 月足 太維助

TEL : (0956) 24-0011 FAX : 24-0071

Eメール : info@okadashogakuzaidan.or.jp

HP : <https://www.okadashogakuzaidan.or.jp>（関係書類等入手できます）





奨学金

～令和6年度募集～

〈第2報〉
貸与決定者の中で、
給付(返還不要)月額5万円に
決定される場合あり。

貸与奨学金 《無利子、他と併用可》〈選考あり〉

大学・短大・専修・高専生 月額5万円など

⇒ 返還は、10年(一部は5年)

(ただし、返還免除制度あり。
一定条件のもと、県内に居住・就労の場合で、最大70%免除)

給付奨学金 《返還不要・他との併用可》〈選考あり〉

当財団奨学生で、大学院へ進学する者 月額7万円

〈募集期間〉令和6年 2月21日(水)～4月22日(月)必着

詳しくは、当財団HPを参照ください。 info@okadashogakuzaidan.or.jp

～26年の歴史 1,760人の利用実績～

ホームページは
こちらから

公益財団法人 **岡田甲子男記念奨学財団**

■お問合せは 〒857-0054 佐世保市栄町7-4 TEL.0956-24-0011



公益財団法人 岡田甲子男記念奨学財団

奨学金給付(一般)規則

(給付資格)

第1条 奨学金の給付を受けることができる者は、次のとおりとする

当財団の貸与奨学生と決定された者の中で、給付が適当と思われる者(以下、「給付奨学生」という)

(奨学金の額)

第2条 奨学金の額は、次のとおりとする

年総額 60万円 (月額5万円)

(給付の期間)

第3条 給付期間は原則として最短修学期間以内とする

(給付奨学生の決定)

第4条 給付奨学生は選考委員会において、給付が適当と思われる者の推薦を経て、理事長が決定する

2 理事長は給付奨学生を内定したときは、奨学生内定通知書(給付第8号様式)により、本人に通知する

(給付奨学生の報告義務)

第5条 給付奨学生は、次の各号に該当する場合は、速やかにその旨を理事長に報告、届出又は提出しなければならない

- (1)各年度末と、卒業時に、学業成績証明書と、卒業証明書
- (2)住所・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先の届出及び変更したとき
- (3)退学、休学、復学、転学、留年、留学、転部転科の報告並びに長期欠席したとき
- (4)停学その他の処分を受けたとき
- (5)最短修学年で卒業できないことが確定したとき

(奨学金の給付)

第6条 奨学金の給付は、次のとおりとする

- (1)1年度を単位とし、毎年6月、9月、12月及び3月の4半期ごとにそれぞれ本人に給付する
- (2)給付条件として、年度を単位として1年に1回学業成績証明書を提出しなければならない
- (3)卒業時には、卒業証明書を提出しなければならない

(給付の停止)

第7条 給付奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、その期間奨学金を給付しない

- (1)第6条の報告義務に記載された報告義務を怠ったとき
 - (2)留年・休学・長期欠席したとき
 - (3)正当な理由なく、当財団からの重要な連絡に対し指定された期限内に応答または是正をしないとき
- 2 奨学金の停止開始は、事実の発生月の属する四半期内であればその期間を含み以降は停止する
- 3 一時停止の事由が改善され、理事長が再び支給を決定した場合はその月の翌月(その日が月の初日である場合はその月)から支給を開始する
- ただし、該当する四半期内の振込後である場合は翌四半期の支給日に支給する

(給付奨学生の資格喪失)

第8条 給付奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、資格を取り消す

- (1)留年・休学・長期欠席の理由により一時停止され、正当な理由なく、当財団からの通知や要請メールに指定された期限内に応答または是正をしないとき
 - (2)奨学金給付の一時停止処分を2回受けたとき
 - (3)学籍を喪失する処分を受けたとき
 - (4)退学するとき
 - (5)奨学金の受給理由がなくなり、奨学生から辞退の申し出があったとき
 - (6)学業成績の著しい不振により卒業の見込みがないと判断されたとき
 - (7)その他、偽計による不正受給など給付奨学生として不適切な事実があったとき
- 2 奨学金支給の取消は、事実の発生月の属する四半期を含めるものとする

(奨学金の賠償)

第9条 偽計による不正受給が発覚した際には、奨学金の一部または全額の賠償を求める

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から適用する